

令和3年度南部広域行政組合島尻教育研究所 適応指導教室「しののめ教室」教室経営計画

南部広域行政組合島尻教育研究所
適応指導教室「しののめ教室」

平成28年12月公布「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、「教育機会確保法」という）を踏まえ、「南部広域行政組合島尻教育研究所における不登校児童・生徒の適応指導教室の設置及び運営に関する規則（平成10年4月1日）第5条に基づき、令和3年度の適応指導教室「しののめ教室」の教室経営について、以下の通り計画する。

1 経営の目的

適応指導教室「しののめ教室」は、原籍校の支援計画のもと、不登校児童生徒の状況に応じて、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談、適応指導を行うことにより、学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを目的とする。

2 支援の方針

- (1) 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行い、当該不登校児童生徒にとって安心できる場とする。
- (2) 個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、生徒及び保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずる。

3 入室対象者

- (1) 島尻地区内小中学校に在籍していること（糸満市、豊見城市を除く）
- (2) 心理的要因等によって登校できず、学校適応を促進するため、しののめ教室での指導が望ましいと判定された児童生徒

4 入室条件

- (1) 【 児童生徒 】 ■本人に「しののめ教室」に通室する意志があること。
- (2) 【 保護者 】 ■保護者に児童生徒を「しののめ教室」に通室させる意志があること。
■「しののめ教室」や関係機関の運営や学校復帰、社会自立に向けた取り組み等に連携・協力できること。
■保護者による「しののめ教室」への送迎と登下校の安全確保が可能であること。
- (3) 【 原籍校 】 ■原籍校の校長により「しののめ教室」における指導が望ましいとされた児童生徒であること。
■原籍校または所管する市町村教育委員会は、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、支援体制が機能していること。
- (4) 【 教育委員会 】 ■原籍校を所管する市町村教育委員会により「しののめ教室」における指導が望ましいとされた児童生徒であること。
- (5) 【 しののめ教室 】 ■入室申請に係る所定の手続きを踏まえていること。
■「しののめ教室入室判定会議」により、「しののめ教室」における指導が望ましいと判定された児童生徒であること。

5 めざす児童生徒像

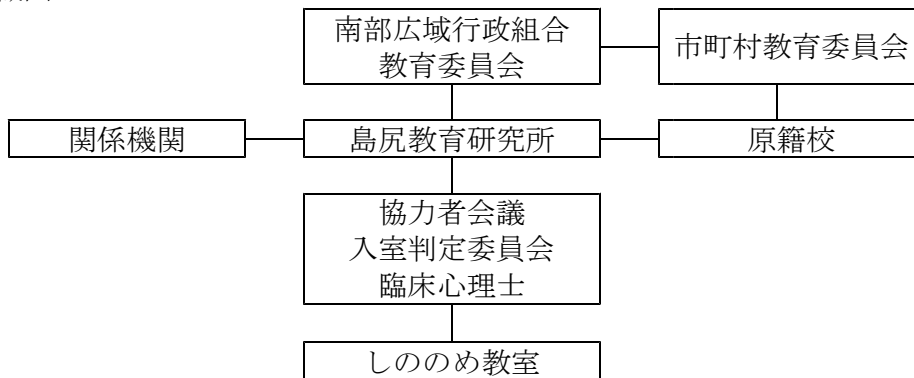
- (1) 主体的に基本的生活習慣を整え、登室のリズムが出来ている。
- (2) 自己理解を深め、情緒が安定している。
- (3) 目標をもち、主体的に学習活動や体験活動等に取り組んでいる。

6 今年度の重点事項

- (1) 児童生徒の状況を把握し、自立心や社会性を育む活動を行う。
- (2) ケース会議や情報交換など、原籍校や市町村教育委員会、関係機関との連携を密にする。

7 「しののめ教室」の組織

(1) 組織図



(2) 関係職員

島尻教育研究所「しののめ教室」	
教育委員会 教育課長	
所長	
主任指導主事	
指導主事	
指導教諭	
指導員	
臨床心理士	

(3) 緊急連絡体制



8 経営方針

【経営・運営について】

- (1) 「しののめ教室」は児童生徒にとって安心できる「居場所」となり、休養の必要性、一人ひとりの学びの多様さに合わせた支援を行う。
- (2) 「しののめ教室」の運営に当たっては、南部広域行政組合教育委員会、島尻教育研究所、原籍校、保護者、関係市町村教育委員会、臨床心理士、関係機関、専門機関などが互いに協力し連携する。
- (3) 指導教諭及び支援員の勤務については、「働き方改革」関連法の趣旨を踏まえ、業務の内容や量、方法等について、適正に行われるよう努める。
- (4) 指導教諭及び指導員の資質向上のため、適切な研修の機会を確保する。
- (5) 児童生徒の受入数については、施設の状況等を踏まえ、適切な人数を設定する（詳細は15に規定）。
- (6) 教室内外での諸活動に、安心・安全に取り組むよう努める。
- (7) 当該児童生徒、保護者に対して必要な情報を提供する。（「教育機会確保法」休養の必要性、多様な学びの場など）

【児童生徒の生活について】

- (8) 児童生徒を受容し、自己理解を促し情緒の安定、自己肯定感を高めるよう支援する。
- (9) 学習活動、体験活動、教育相談活動など、児童生徒の実態に応じた支援を行う。

【保護者、原籍校、関係機関等との連携について】

- (10) 原籍校は、保護者、しののめ教室、関係機関との連携を図るため、特に以下のことに努める。
 - ① 当該児童生徒が安心して登校できるように支援体制、環境づくりに努める。
 - ② 当該児童生徒のニーズに合った特別な教育課程をしののめ教室と連携して作成する。
 - ③ 当該児童生徒の健康及び出席状況を日々把握するよう努める。
- (11) しののめ教室は、保護者との連携を密にし、相互理解を図り関係性を構築する。
- (12) 児童生徒が積極的に交流できるよう、近隣の適応指導教室との連携を図る。

9 指導援助方針

学校・家庭・関係機関と連携を密にし、協力し合いながら、1に掲げる経営の目的の達成をめざすこととする。

- (1) 児童生徒への対応
 - ① 児童生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・適応指導を行う。
 - ② 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童生徒の自立を支援する立場から実施する。
 - ③ 指導内容は、児童生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導を基本とし、必要に応じて集団指導を実施するものとする。その際、児童生徒の状況に応じて体験活動を取り入れる。
 - ④ 児童生徒それぞれの発達課題等をふまえ、学校の「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」と連動した支援を行う。
 - ⑤ 「教育機会確保法」の定めるところにより、児童生徒に対し、必要な情報を提供する。
- (2) 保護者への対応
 - ① 「しののめ教室」は、不登校児童生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言等を行う。
 - ② 「しののめ教室」は、相談活動、適応指導、その他の「しののめ教室」の状況について、保護者に対して積極的に情報を提供する。
 - ③ 必要に応じて保護者同士の話合いの場を設け、相互理解が深まるよう努める。

- ④ 必要に応じて関係機関につなぐなど、保護者支援を行う。
 - ⑤ 「教育機会確保法」の定めるところにより、保護者に対し、必要な情報を提供する。
- (3) 原籍校への対応
- ① 原籍校としののめ教室が協力し合って特別な教育課程を編成、実施していく。
 - ア 児童生徒の学習の内容、評価について、「個別の指導計画」に沿い、児童生徒の学習と評価が適正に行われるよう努める。
 - イ 各教科等の学習指導については、原籍校との調整のもと、児童生徒の実態に応じて適切に実施する。
 - ウ 学習課題物の提示、体験的活動や行事等への参加の声かけなど、学校から随時、児童生徒を学級の一員として働きかよう促す。
 - エ 必要により家庭訪問による相談活動や適応指導等を行う際は、学校や関係機関との連絡調整の下で行う。
 - ② 指導教諭等は、通室している児童生徒の支援のため、報告や連絡調整、ケース会議の実施など、原籍校と緊密に連携するよう努める。
 - ア 原籍校校長連絡会を年度当初に開催し、経営計画等について共通理解を図る。
 - イ 原籍校教頭連絡会を年度当初に開催し、運営等について共通理解を図る。
 - ウ 児童生徒の出席や活動の状況について、定期的且つ必要に応じて原籍校と情報交換を行い、共通理解を図り、共通実践する。
 - エ 指導教諭等は、不登校に関し、学校に対する専門的な指導・助言・啓発を行う。
 - オ 児童生徒の状況に関する情報について、守秘義務に配慮する。
- (4) 関係機関との連携
- ① 南部広域行政組合教育委員会、島尻教育研究所、原籍校、保護者、関係市町村教育委員会、臨床心理士、関係機関、専門機関との連携、協力体制を確立し、児童生徒に対する共通理解のもとで適応指導を行う。
 - ② しののめ教室における出席状況を原籍校と関係市町村教育委員会に毎月報告し、情報の共有化を図る。
 - ③ 島尻教育相談員等連絡会が主催する地区教育相談員等連絡会へ参加し、地域の不登校児童生徒の実態把握に努める。
 - ④ 関係機関、地域及び域内適応指導教室担当者間の連携を図り、不登校に関する地域ぐるみのサポートネットワークづくりに努める。また、不登校関係の民間施設、NPO法人等との連携・協力を適切に図る。
 - ※ 民間施設との連携については国が示している「民間施設についてのガイドライン（試案）」等に留意するものとする。
 - ⑤ 関係機関、地域及び域内適応指導教室担当者間の連携を図り、支援の効果を高める。必要に応じて合同の研修会や講演会、合同体験学習等を開催し、運営の充実に努める。
 - ⑥ 協力者会議を年2回開催し、運営等について助言を得る。
- (5) その他
- 指導教諭等は、不登校児童生徒の進路等においても、必要に応じて在籍校との連携を図り、情報を収集するなどして継続的に支援を行うよう努める。

10 指導援助の内容

	ねらい	内 容
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者のよき理解者として受容的・共感的態度で臨み、情緒の安定と不安の解消を図る。 ・自己理解を深め問題解決に導く。また、目標をスモールステップで設定させ、社会性の伸張を助ける。 	日誌相談 チャンス相談 定期相談 教育相談員による相談 臨床心理士による相談等
体験活動	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な体験活動を通して、自立心を高め、協調性、社会性を養い集団生活への適応を促進する。 	生活体験 交流体験 社会体験 自然体験 学習体験等
学習活動	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒個々の興味関心や実態に応じて学習計画を立て、個別指導を行い、「確かな学力」を育成する。 	教科書や参考書による学習 プリント学習 グループ学習 学習ボランティアによる学習等
基本的な生活習慣の確立に向けた指導	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣を定着させ社会適応能力を培う。 (生活リズムの調整、返答やあいさつ人との関わり等) 	通室指導 挨拶指導 美化活動 身なり指導 食事指導 生活指導対人スキル

11 段階に応じた目標及び児童生徒の達成目標

段階	目標	児童生徒達成目標	主な活動内容
1	○指導者とのレポートを作り、緊張感や抵抗感を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者と会うことができる ・指導者と会話ができる ・挨拶ができる ・教室で緊張せずに過ごすことができる ・安定して通室ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・領域 自立活動(コグトレ、卓球、栽培活動、雑談など) ・教科 得意な教科 ・保護者との相談
2	○仲間とのふれあいを通して協調性を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間と会話ができる ・集団遊びができる ・仲間と共に活動ができる ・教室で一日を過ごすことができる ・与えられた学習課題に取り組むことができる ・ほとんどの活動に参加することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・領域 自立活動(コグトレ、人生ゲーム、卓球、栽培活動、雑談等) 道徳、特別活動(宿泊学習) ・教科 得意な教科、課題学習、調理実習 交流スポーツ
3	○行動・体験の場を広げ活動の意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・進んで準備や片付け等の仕事ができる ・集団活動を楽しむことができる ・みんなと一緒に活動計画を立てることができる ・言葉を使って自己表現ができる ・他者を理解することができる ・友達と学び合うことができる ・教科や内容を決めて学習に取り組むことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・領域 自立活動(コグトレ、人生ゲーム、卓球、栽培活動等) 道徳(奉仕活動)、特別活動(施設訪問) 所外活動 ・教科 得意な教科、課題学習、社会見学、交流スポーツ等 ・保護者との相談
4	○自己肯定感を高め、学校へ復帰する意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・原籍校の担任と話合いができる ・原籍校の行事に参加できる ・学校へ部分登校ができる。(チャレンジ登校) ・原籍校で定期テスト等を受験することができる ・学校の話に抵抗を感じなくなる ・自分の進路について考え、話し合うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・領域 自立活動(コグトレ、人生ゲーム、卓球、栽培活動等) 道徳(奉仕活動)、特別活動(施設訪問) 所外活動 ・教科 得意な教科、課題学習、社会見学、交流スポーツ等 ・総合(高校見学、職場見学・体験、現籍校での活動) ・保護者との相談

12 適応指導教室「しのめ教室」の運営

児童生徒の状況に応じて、弾力的に運営する。

(1) 開室期間及び開室日時

- ① 開室期間・・・新年度開始3週目～翌年3月（新年度開始2週間は原則として現籍校への通学を促す。令和3年4月22日（木）から開室する。
- ② 開室日時・・・月曜日～金曜日（祝祭日は休業日とする）8時15分～14時30分
長期休業は学校に準ずる。
長期休業中は通室可能な日を設け、サマースクールによる学習活動、体験活動を行う。
- ③ 新規入室受付・・・令和3年5月20日（木）より新規入室の受け付けを開始する。

(2) 週時程

	月	火	水	木	金
8:15～9:15	登校 朝の活動（朝の清掃 植物・農園への散水 熱帯魚への餌やり 日誌記入）				
9:15～9:25	朝の会 健康観察 今日の目標設定&学習計画				
9:30～10:20	活動①	活動①	活動①	活動①	活動①
10:30～11:20	活動②	活動②	活動②	活動②	活動②
11:30～12:20	活動③	活動③	活動③	活動③	活動③
12:30～13:25	昼食・休憩				
13:30～14:20	活動④	活動④	活動④	活動④	自主活動
14:20～14:30	清掃活動 帰りの会 日誌記入		今日の振り返り&明日の目標設定		
14:30～	下校		※ 下校後のスタッフの活動		
15:00	下校完了→教室の後片付け		・学習成果物の点検・整理		
15:30	教室施錠		・活動記録 ・学習材の準備		
16:30	指導員の勤務終了		・保護者、原籍校等との連絡調整		
17:15	指導教諭の勤務終了		・スタッフ会議 ・研修		

(3) 主な活動

【教科】 基本的に当該学年の教科、それに伴う体験活動

【領域等】

道徳

特別活動

自立活動

① 個別の自立活動・・・コグトレ

② 集団の自立活動・・・コグトレ、ゲーム、栽培活動など

【総合的な学習の時間】

高校見学、職場見学（体験）など

【体験活動】

- ① スポーツ活動・・・リラクゼーション 卓球 ウォーキング 縄跳び等
- ② 文化・芸術的・製作的活動・・・書道教室 研究所図書館 シーサー作り 調理実習
折り紙等
- ③ 自然体験活動・・・渡嘉敷島いきいきキャンプ 農業体験等
- ④ 社会体験的活動・・・県適応指導教室主催の行事への参加

⑤ 勤労奉仕的活動・・・・・・・・・・花や野菜の栽培、灌水・手入れ、草刈り等

【教育相談】（臨床心理士によるカウンセリング、チャンス相談、定期相談等）

※ 行政組合関係者、体験教室ボランティア等の協力により、体験活動や授業を行う。

※ 児童生徒の自主性や主体性を重視する。

※ 月2回、島尻教育研究所において、スタッフ会議を持ち情報交換、支援方針の確認等を行う。

(4) 令和3年度「しののめ教室」の主な取り組み

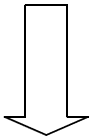
月	児童・生徒の活動等		会議・研修等	島尻教育事務所・沖適連・その他
	しののめの活動	沖適連等合同の活動		
4	・チャレンジ登校 ・開室セレモニー		・受け入れ予定生徒の校担当者等との顔合わせ ・域内適応指導教室担当者連絡会①	・県適応指導教室担当者連絡会①
5	・域内平和学習		・原籍校との連絡会	・県適応指導教室担当者連絡会② ・地区教育相談員等連絡会① ・県教育相談員等研修会① ・県適応指導教室連絡協議会・総会
6	・域内工作教室 ・合同体育 ・調理実習		・協力者会議① ・入室判定委員会	・県適応指導教室担当者連絡会③ ・県教育相談員等研修会② ・県教育相談員等研修会③
7	・サマースクール（夏休み） ・調理実習 ・域内鑑賞教室	・県適応指導教室通級児童生徒スポーツ交流会	・原籍校との連絡会 ・保護者相談会	・県適応指導教室担当者連絡会④ ・県教育相談員等研修会④
8	・サマースクール（夏休み）		・保護者相談会 ・域内適応指導教室担当者連絡会②	・県適応指導教室担当者連絡会⑤ ・県適応指導教室担当者等研修会① ・地区教育相談員等連絡会②
9	・域内食育教室 ・合同体育	・渡嘉敷島いきいき自然体験キャンプ		・県適応指導教室担当者連絡会⑥ ・県教育相談員等研修会⑤
10	・域内陶芸教室 ・調理実習 ・合同体育		・原籍校との連絡会	・県適応指導教室担当者連絡会⑦
11		・県適応指導教室通級児童生徒スポーツ交流会		・適応指導教室担当者連絡会⑧ ・県適応指導教室担当者等研修会② ・地区教育相談員等連絡会③
12	・域内グラウンドゴルフ ・調理実習	・県適応指導教室通級児童生徒活動交流会	・保護者相談会	・県適応指導教室担当者連絡会⑨
1	・域内書き初め会 ・合同体育	・県適応指導教室活動展示報告会	・原籍校との連絡会	・県適応指導教室担当者連絡会⑩
2	・高校入試対策 ・合同体育 ・カレーパーティー感謝祭		・保護者相談会 ・協力者会議②	・県適応指導教室担当者連絡会⑪ ・地区教育相談員等連絡会④
3	・閉室セレモニー		・在籍校と次年度にむけた話し合い ・域内適応指導教室担当者連絡会③	・県適応指導教室担当者連絡会⑫

☆ 年間を通して、随時チャレンジ登校を奨励する。

13 入室について

(1) 入室申請方法

入室に関する話し合い・・・



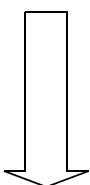
- 学校は「チェックリスト」を参考に、校内委員会等において、児童生徒の生活・学習環境として「しののめ教室」が最適か協議する。
- 校内委員会等における協議、「しののめ教室」の経営方針等を踏まえて、校長が施設見学を行うか、判断する

施設見学の申し込み・・・



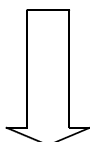
- 学校は保護者と協議のうえ、「しののめ教室」担当と調整し、施設見学を電話等で申し込む。

施設見学①・・・・・・・・・・



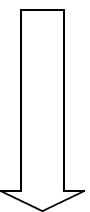
- 学校は保護者、「しののめ教室」担当と調整し、施設見学①（保護者・学校職員）を行う。
- 「しののめ教室」担当により、施設に関する説明を行う。
- 「しののめ教室」が児童生徒にとってふさわしい「居場所」となるか等の意見交換を行う。
- ※ 施設見学①は、児童生徒を伴わずに行う事が望ましい。

施設見学②・・・・・・・・・・



- 学校は、保護者「しののめ教室」担当と調整し、施設見学②（児童生徒を伴う）を行う。
- 入室に関する説明を行う（保護者・学校職員・児童生徒）。
- 「しののめ教室」が児童生徒にとってふさわしい「居場所」となるか等の意見交換を行う。

一時入室の申請・・・・・・・・



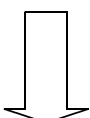
- 保護者は、一時入室願い（様式1）を学校に提出する。
- 学校は、一時入室に係る書類（様式1、2、3）を教育委員会に提出する。
- 教育委員会は、一時入室に係る書類（様式1、2、3）を教育研究所に提出する。

[流れ] 保護者（様式1）⇒学校（様式1、2、3）⇒

⇒教育委員会（様式1、2、3）⇒島尻教育研究所

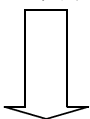
- 島尻教育研究所は、実施要項に照らして一時入室の可否を判断し、教育委員会、学校、保護者に通知（様式4）する。

一時入室・・・・・・・・・・



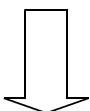
- 2週間～4週間程度の一時入室を実施する。
- 学校、保護者、しののめ教室は、一時入室中の児童生徒の状況に応じ、相談活動や学習指導、学校復帰に向けた支援等を行う。
- 一時入室は、児童生徒の状況をみて、学校、保護者、教育研究所の協議により、学期の終了をめどに期間を延長することができる。

入室継続に関する話し合い



- 一時入室の期間終了にあたり、学校の校内委員会等において、「しののめ教室」への入室を継続するか協議する。
- 校内委員会等における協議、「しののめ教室」の経営方針などを踏まえて、校長が入室継続を申請するか判断する

入室継続の申請・・・・・・・・



- 学校は、児童生徒の登校復帰に向けた指導、支援の計画を立てる。
- 学校は、入室継続申請書（様式5）を教育委員会に提出する。
- 教育委員会は、入室継続申請書（様式5）を教育研究所に提出する。

[流れ] 学校（様式5）⇒ 教育委員会（様式5）⇒教育研究所

入室継続判定・・・・・・・・



- 入室判定委員会において入室継続の可否について審査する。
- 教育研究所は、入室継続の可否を教育委員会、学校、保護者に通知する。

[流れ] 教育研究所（様式4）⇒ 教育委員会・学校・保護者

入室継続・・・・・・・・・・

- 入室継続については、当該学年の修了時まで継続することができる。
- 更に次年度への継続を希望する場合は、次年度の第1回入室判定委員会に申請し、判定を受けることとする。

(2) 入室判定委員会について

目的: 南部広域行政組合島尻教育研究所における不登校児童生徒の適応指導教室の設置及び運営に関する規則第3条及び第9条に基づき、体験入室中の生徒についての入室判定を行う。

南部広域行政組合島尻教育研究所における不登校児童生徒の適応指導教室の設置及び運営に関する規則
第3条 指導の対象となる者は、心理的要因等によって登校できない南部広域行政組合教育委員会管内（糸満市及び豊見城市を除く。以下「管内教育委員会」という。）の小・中学校在籍の児童生徒で、第9条第1項の規定により教室における指導が望ましいと判定されたものとする。
第9条 組合教育委員会に入室判定委員会を置き、児童生徒の教室への入室判定を行う。
2 入室判定委員会は、研究所長、指導主事、指導教諭のほか、前条第2項第3号に規定する教育長が委嘱した教育行政関係職員及び精神科医師又は臨床心理士等で組織する。
3 第1項の規定により入室を判定された者は、教育委員会がその者の属する管内教育委員会及び当該学校長に通知する。

14 適応指導教室協力者会議

(1) 目的

南部広域行政組合島尻教育研究所における不登校児童生徒の適応指導教室の設置及び運営に関する規則第8条に基づき、指導援助に当たり、助言を得る。

南部広域行政組合島尻教育研究所における不登校児童生徒の適応指導教室の設置及び運営に関する規則
第8条 教室の運営及び児童生徒の指導援助に当たり、助言を得るため、適応指導教室協力者会議（以下「協力者会議」という。）を置く。
2 協力者会議は、10人以下の委員（以下「協力員」という。）で組織し、次に掲げる者の内から教育長が委嘱する。 (1) 学識経験者 (2) 学校関係者 (3) 教育行政関係職員 (4) 管内教育委員会の教育相談員
3 協力員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠協力員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 協力者会議委員

氏名	所属	役職	備考
	立 学校	校長（島尻地区校長会会長）	学校関係者
	島尻教育事務所	主任指導主事（教育相談担当）	教育行政関係職員
	八重瀬町教育委員会	指導主事	
	与那原町教育委員会	指導主事	
	南城市教育委員会	指導主事	
	南風原町教育委員会	指導主事	
	南城市教育委員会	教育委員	学識経験者
			臨床心理士

(3) 協力者会議予定日

- 第1回 令和3年 4月26日（月）16:00～
- 第2回 令和3年11月29日（月）16:00～

